

子ども・子育て支援事業計画について

1. 事業計画とは

平成 27 年から平成 31 年の 5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育地域子育て支援等の需給計画（計画は全都道府県及び全市町村が作成する。）

子ども・子育て家庭の状況及びニーズ(主に就学前の子どもの保護者)

ニーズ調査の実施
(現在の利用状況+今後の利用希望)

子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

※幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」（現在の施設・サービスの利用状況+利用希望）及びその「確保方策」（内容+実施時期）等を掲載

計画的な整備体制を図る

子どものための 教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、
保育所、小規模保育、家
庭的保育 等

地域子ども・ 子育て支援事業

利用者支援、時間外保育、
放課後児童健全育成事業、
子育て短期支援事業、
乳児家庭全戸訪問事業、
養育支援訪問事業、
地域子育て支援拠点事業、
一時預かり事業、
病児保育事業 等

2. 事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

(1) 教育・保育提供区域の設定

- ・「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定。
- ・「教育・保育提供区域」設定の趣旨及び内容、各区域の状況等を定める。
- ・地域の実情に応じて、「認定区分」や「地域子ども・子育て支援事業」ごとに設定することが可能。

(2) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み

- ・(1)の教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
- ・市内に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定。
- ・保育の必要性の認定区分ごとに設定することが基本。なお、保育の必要量については、長時間認定と短時間認定の2区分となる。

(認定区分)

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(3) 実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定める。
- ・現在の幼児期の教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定。

(イメージ)

	1年目			2年目			3年目			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

(※)②確保の内容は、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び地域型保育事業(定員

6人～19人の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育等)のごとに設定

(4) 地域の子ども・子育て支援事業(※)の量の見込み

- ・原則として、(2)と同様に設定。
- ・利用希望把握調査 (= ニーズ調査) 及び各種統計資料等を把握、勘案して、「量の見込み」を算出し、計画期間内における「目標事業量」を設定する。

(5) 実施しようとする地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・原則として、(3)と同様に設定

(イメージ)

(イメージ)			
地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0
放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

(6) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方
- ・幼稚園教諭と保育士の研修に対する支援等に関する事項
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割とその必要性等に係わる基本的な考え方及びその推進方策
- ・幼稚園、保育所と小学校(幼・保・小連携)との円滑な接続の取組の推進 (ほか)

3 事業計画の作成に関する任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。

- ・ 児童虐待防止対策の充実
- ・ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・ 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における議論を踏まえて記載。

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

- ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
- ・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

※次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載。

(4) その他、本市の子ども・子育て支援に必要と思われる事項